

## 公立保育園統廃合の方向性に関する市民説明会における主な質疑応答

|                     | 質問・意見   | 回答  |
|---------------------|---|---|
| <b>計画に関すること</b>     |   |   |
| 1                   | この計画は新型コロナウイルスの流行以前に決めたことではないか。一度立ち止まって考えるべきでは？経済面ではなく、子どもの立場から職員の立場から考えてほしい。                         | 個別施設計画の策定に当たっては、子ども達の保育環境を良くしていきたいという点を第一に考えています。<br>新型コロナウイルスの流行下ではありますが、統廃合の対象とする公立保育園施設は老朽化が進み、また、保育需要が高まっている3歳未満児の預かりを想定して建築されていないことから施設の更新は必要です。一方で、保育所の利用人口は減少が見込まれていることから、施設の更新に合わせた統廃合は避けられないと考えています。 |
| 2                   | 運営主体や場所の候補は？  | 現段階では新施設の運営主体や設置場所については何も決定していません。次年度（令和3年度）以降検討を進める予定です。   |
| 3                   | この計画は児童家庭課が机上で考えたものか？   | 計画は児童家庭課で案を作成し、敦賀市子ども・子育て会議の場での協議を経たものとなっています。  |
| 4                   | 統廃合という考え方をせず保育所は小学校区に1園つくってほしい。   | 新しい施設は、建設後数十年にわたって使用することになります。人口減少が予測される中で統廃合を実施しない場合、将来的には利用者の減少により施設の維持が困難になることが予想されるため、統廃合は避けられないと考えています。  |
| 5                   | 櫛川保育園は松陵幼稚園と統合するのか？   | 松陵幼稚園は、櫛川保育園の近隣の教育・保育施設に該当するので選択肢の一つではありますが、現時点では何も決定していません。  |
| <b>統廃合後の園に関すること</b> |   |   |
| 6                   | 実施主体が決まっていないという点が気になる。認定こども園にするにしても公立として残してほしい。   | 実施主体については来年度以降検討していきます。   |
| 7                   | 小学校では少人数学級化が進んでいるが、保育園の保育士配置基準※等は変更されていない。敦賀市だけでできることではないが、子どもが減るのであれば、面積や保育士の配置に余裕を持たせるなどの観点で考えてほしい。 | 計画の検討は現行の基準をもとに行っています。今後、基準が変更されれば、変更後のものに合わせていきます。   |

## 公立保育園統廃合の方向性に関する市民説明会における主な質疑応答

| 質問・意見   | 回答  |
|---|---|
| 8 櫛川保育園は現在の場所で建替えるのか？   | 櫛川保育園と他の施設を統合すると、規模が大きくなるため、現在の場所で建替えることは難しいと考えています。  |
| 9 園の規模が大きくなっても保育内容は変わらないのか？   | 保育は保育指針にのっとって実施しますので、園の規模によって保育内容が変わることはありません。  |
| 10 子どもにとって園が大きくなるメリットは？   | 園が大きくなることで定員が増えるため、兄弟が同じ園に入りやすくなります。また、少子化の進行により施設利用者が減少した場合でも、異年齢間の交流を維持していくことができると考えています。   |
| 11 園が大規模になると、1クラスの人数も増加して保育士の目が行き届かなくなったり連絡不足が生じるのではないかと不安である。子どもの育ちを保証するためにも大規模化はしないほしい。 | 園が統合することで定員は増えますが、クラスについては人数を増やさず複数に分ける方法も考えられます。子どもたちの育ちにとって、どのような保育形態が良いのかについては、今後検討していく予定です。<br>なお、その際にはアンケート調査などを通じて保護者の方のご意見も参考にしたいと考えています。  |
| 12 このコロナ禍の中で園の規模が大きくなるのはおかしい。   | 新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために必要な対策については、園の規模に関わらず今後も徹底してまいります。  |
| 13 園を建て替える時には、駐車場の確保や車両の動線に配慮してほしい。   | 新施設については、駐車場の確保及び車両の動線について十分に配慮します。   |
| 14 行事などの際に保護者は場所取りなどで苦労している。園の規模が大きくなると、その苦労がさらに大きくなるのではないかと。                             | 今年度は新型コロナウイルス感染症対策の一環として、保育園行事の際には、年齢別の入れ替えや保護者の観覧場所の指定などをやむを得ず行いましたが、保護者の方からは、例年に比べ場所取りに早朝から並ぶ必要がなかったため、ゆとりがあつて良かったというご意見を多くいただきました。<br>コロナ禍で得られた知見ではございますが、今後の行事運営の参考とし、園の規模が大きくなっても保護者の方の負担が増加しないようにしていきたいと考えています。 |

## 公立保育園統廃合の方向性に関する市民説明会における主な質疑応答

|                     | 質問・意見   | 回答   |
|---------------------|---|--|
| <b>認定こども園に関すること</b> |   |  |
| 15                  | 認定こども園とはどういうものか？  | 保育園と幼稚園の機能を合わせ持つ施設です。  |
| 16                  | 認定こども園になることで保育時間は変わらないのか？                                   | 保育時間に変更はありません。   |
| 17                  | なぜ認定こども園なのか？  | 認定こども園には、入園後に保護者の就労状況が変化しても、お子様が施設を変わる必要がないという大きなメリットがあります。保護者及びお子様の利便性を考慮し、新しい施設は認定こども園にしたいと考えています。 |
| 18                  | 認定こども園になると施設の利用申し込みはどうなるのか？                                 | 保育部の利用を希望する場合は、保育園と同様に市にお申し込みしていただきます。幼稚園を希望される場合は、施設にお申し込みいただくこととなります。                              |
| 19                  | 認定こども園になると児童福祉法の第24条第1項の規定から外れることを懸念する。市の負う保育義務が後退するのではないか？ | 児童福祉法においては、認定こども園も保育所と同様に保育の提供を行う施設とされており、保育所を認定こども園化したことで、市が負う保育の提供義務が後退するとは考えていません。                |
| 20                  | 認定こども園は直接契約になるのでは？<br>デメリットはないのか？                           | 認定こども園になると、施設の利用に際しては保護者と施設との間で直接契約を結ぶこととなりますが、これによって保護者の方に影響が生じるものではありません。                          |

## 公立保育園統廃合の方向性に関する市民説明会における主な質疑応答

|                    | 質問・意見  | 回答   |
|--------------------|--|--|
| <b>市民説明会に関すること</b> |  |  |
| 21                 | 統廃合の対象となっている園の保護者の方はこの説明会を知っているのか？   | 統廃合に関する説明会については、公立保育園利用児の保護者にご案内しています。<br>また、説明会の資料やいただいたご意見については、市ホームページに掲載し広く周知していきます。   |
| 22                 | 保護者にはホームページを見ない方もいる。保護者に対しての説明会を開催してほしい。   | 来年度以降、統廃合の対象となる園の保護者の方々に対しては、説明会などを通じて情報をお届けしたいと考えています。  |
| <b>その他</b>         |  |  |
| 23                 | 最近保育士の業務負担が重いことが問題となっている。統廃合により園の規模が大きくなり、さらに認定こども園になれば、これまで以上に保育士の負担が増加するのでやめるべき。 | 人口減少が予測される中で施設を維持していくためには、統廃合は避けられないと考えています。また、認定こども園化については、利用者の利便性向上が図れるものと考えています。<br>保育士の業務負担軽減については、これまでもさまざまな施策を講じていますが、今後も引き続き取り組んで参りたいと考えています。 |
| 24                 | 小規模な保育がいい人もいます。空き家などを活用して市が事業を行ってはどうか。また、そういう事業所をやりたい人がいれば市はそこを支援すべきでは。            | 市が空き家などを活用して小規模な保育事業を行うことは考えていません。<br>家庭的保育事業（小規模な保育事業）に取り組みたいという方がいらっしゃれば、助言等の支援をいたします。   |

※保育サービスの質を確保するため、国が定めている職員の配置基準をいいます。

現在の基準では、0歳児は3名、1・2歳児は6名、3歳児は20名、4歳児以上は30名に対しそれぞれ職員1名を配置することが求められています。